小平市小川駅西口複合施設条例

（設置）

第１条　複数の施設の機能を複合化した魅力的な場を形成することで、多世代の多様な活動が重なり合い、コミュニティの創出に資する活動拠点となることを目的として、小平市小川西町４丁目１６番１号に小平市小川駅西口複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

（構成施設）

第２条　複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 小平市立公民館条例（平成１２年条例第１８号）別表第１に規定する小平市立小川西町公民館

(2) 小平市立図書館条例（平成１２年条例第１９号）別表第１に規定する小平市立小川西町図書館

(3) 小平市男女共同参画センター条例（平成１５年条例第２３号）第１条に規定する小平市男女共同参画センター

(4) 小平市民活動支援センター条例（平成２１年条例第１５号）第１条に規定する小平市民活動支援センター

(5) その他必要な施設

（事業）

第３条　複合施設は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 前条第１号から第４号までに掲げる施設において、同条各号に規定する条例に基づき行う事業

(2) 公民館、図書館、男女共同参画の推進、市民活動の支援等の機能の融合に関すること。

(3) 複合施設の一体的な活用による、にぎわいや憩いの創出に関すること。

(4) 多世代の交流及び地域コミュニティの醸成に関すること。

(5) 施設の提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

（休館日）

第４条　複合施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月の第３木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日を除く直近の日

(2) １月１日から同月４日まで及び１２月２８日から同月３１日まで

(3) 図書の特別整理期間として１年のうち１０日を限度として委員会が定める日

（開館時間）

第５条　複合施設の開館時間は、午前９時から午後１０時までとする。ただし、市長又は委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第６条　別表に掲げる複合施設の施設（第１６条第１項第１号ア及びウ並びに第２号アを除き、以下単に「施設」という。）並びに附属設備及び器具（以下「附属設備等」という。）を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

２　市長は、前項の承認に際して、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設及び附属設備等の使用を承認しない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 専ら営利を目的とするものであるとき。

(3) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

（使用料）

第８条　施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

２　附属設備等の使用料は、１設備１回の使用につき１万円を超えない範囲内で、規則で定める。

３　前２項の使用料は、使用の承認の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

（使用料の減免）

第９条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１０条　既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第１１条　使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設及び附属設備等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用承認の取消し等）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の条件に違反したとき。

(3) 使用申請した内容が真実と相違するとき。

(4) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。

(5) 市長の指示に従わないとき。

(6) 前各号のほか、公益上その他特に必要があるとき。

２　前項の規定により使用者が使用の承認を取り消され、又は使用の条件を変更され、若しくは使用を停止されたことにより生じた使用者の損害については、小平市はその責めを負わない。

（施設の変更禁止）

第１３条　使用者は、施設及び附属設備等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第１４条　使用者は、施設及び附属設備等の使用を終了したときは、直ちに現状に回復しなければならない。第１２条第１項の規定により使用者が使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第１５条　使用者は、施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者）

第１６条　市長及び委員会は、複合施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により市長及び委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 市長が所管する業務　次に掲げる業務

ア　第２条第３号及び第４号に掲げる施設において、これらの号に規定する条例に基づき行う事業に関する業務

イ　第３条第２号から第６号までに掲げる事業に関する業務

ウ　複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ　施設及び附属設備等の使用料の収納に関する業務

オ　第６条第１項の規定により施設及び附属設備等の使用の承認をすること。

カ　第６条第２項の規定により施設及び附属設備等の管理上必要な条件を付すこと。

キ　第７条の規定により施設及び附属設備等の使用を承認しないこと。

ク　第８条第３項ただし書の規定により使用料の後納を認めること。

ケ　第９条の規定により使用料を減免し、又は免除すること。

コ　第１２条第１項の規定により使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止すること。

サ　第１３条ただし書の規定により施設及び附属設備等に特別の設備をし、又は変更を加えることを承認すること。

シ　その他市長が定める業務

(2) 委員会が所管する業務　次に掲げる業務

ア　第２条第２号に掲げる施設において、同号に規定する条例に基づき行う事業に関する業務

イ　第３条第２号に掲げる事業に関する業務

ウ　その他委員会が定める業務

２　前項の規定により複合施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合における第６条、第７条、第８条第３項ただし書、第９条、第１２条第１項及び第１３条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第１７条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第６条第１項の規定による申請及び承認、第１６条第１項に規定する指定管理者の指定に関する手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（小平市立公民館条例の一部改正）

３　小平市立公民館条例の一部を次のように改正する。

第４条中「公民館の」を「公民館（小平市立小川西町公民館を除く。以下同じ。）の」に改め、同条に次の１項を加える。

２　小平市立小川西町公民館の休館日は、小平市小川駅西口複合施設条例（令和６年条例第３４号）第４条で定めるところによる。

第５条に次の１項を加える。

２　小平市立小川西町公民館の開館時間は、小平市小川駅西口複合施設条例第５条で定めるところによる。

第１２条第１項中「ときは、」の次に「公民館の」を加える。

別表第１小平市立小川西町公民館の項中「小平市小川西町４丁目１０番１３号」を「小平市小川西町４丁目１６番１号」に改める。

（小平市立図書館条例の一部改正）

４　小平市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第４条中「図書館の休館日」を「図書館（小平市立小川西町図書館を除く。以下この項、次条第１項及び第８条第１項において同じ。）の休館日」に改め、同条に次の１項を加える。

２　小平市立小川西町図書館の休館日は、小平市小川駅西口複合施設条例（令和６年条例第３４号）第４条で定めるところによる。

第５条に次の１項を加える。

２　小平市立小川西町図書館の開館時間は、小平市小川駅西口複合施設条例第５条で定めるところによる。

第８条第１項中「、又は図書館資料を破損し、汚損し、若しくは紛失したとき」及び「、又は当該図書館資料に相当する物を納付し」を削り、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　利用者は、図書館資料を破損し、汚損し、若しくは紛失したときは、その損害に相当する額を賠償し、又は当該図書館資料に相当する物を納付しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第１０条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（指定管理者）

第１０条　委員会は、小平市立小川西町図書館の管理に関する業務を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により委員会が指定するもの（次項において「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　指定管理者の指定等について必要な事項は、小平市小川駅西口複合施設条例で定める。

別表第１小平市立小川西町図書館の項中「小平市小川西町４丁目１０番１３号」を「小平市小川西町４丁目１６番１号」に改める。

別表第２中「

小平市立花小金井図書館 小平市立小川西町図書館

」を「

小平市立花小金井図書館

」に改める。

（小平市男女共同参画センター条例の一部改正）

５　小平市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下」を「。次条第１号及び第２号において」に、「小平市小川東町４丁目２番１号小平元気村おがわ東」を「小平市小川西町４丁目１６番１号」に改める。

第２条第２号中「施設」を「場」に改める。

第３条及び第４条を次のように改める。

（休館日等）

第３条　センターの休館日、開館時間その他施設の利用に関する事項については、小平市小川駅西口複合施設条例（令和６年条例第３４号）で定めるところによる。

（指定管理者）

第４条　市長は、センターの管理に関する業務を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により市長が指定するもの（次項において「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　指定管理者の指定等について必要な事項は、小平市小川駅西口複合施設条例で定める。

第５条から第９条までを削り、第１０条を第５条とする。

（小平市民活動支援センター条例の一部改正）

６　小平市民活動支援センター条例の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下」を「。次条第１号から第４号までにおいて」に、「小平市小川東町４丁目２番１号小平元気村おがわ東」を「小平市小川西町４丁目１６番１号」に改める。

第２条中第５号を削り、第６号を第５号とする。

第３条及び第４条を次のように改める。

（休館日等）

第３条　支援センターの休館日、開館時間その他施設の利用に関する事項については、小平市小川駅西口複合施設条例（令和６年条例第３４号）で定めるところによる。

（指定管理者）

第４条　市長は、支援センターの管理に関する業務を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により市長が指定するもの（次項において「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　指定管理者の指定等について必要な事項は、小平市小川駅西口複合施設条例で定める。

第５条から第１３条までを削り、第１４条を第５条とする。

別表（第６条、第８条関係）

１　多目的室等使用料

使用単位及び使用時間の区分 施設の名称等	午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後１０時まで
第１多目的室Ａ	１，５００円	２，０００円	２，０００円
第１多目的室Ｂ	１，５００円	２，０００円	２，０００円
第１多目的室（全部）	３，０００円	４，０００円	４，０００円
第２多目的室Ａ	１，２００円	１，６００円	１，６００円
第２多目的室Ｂ	１，２００円	１，６００円	１，６００円
第２多目的室（全部）	２，４００円	３，２００円	３，２００円
第３多目的室	２，１００円	２，８００円	２，８００円
第４多目的室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
第５多目的室	１，８００円	２，４００円	２，４００円
和室１	１，８００円	２，４００円	２，４００円
和室２	１，８００円	２，４００円	２，４００円
和室（全部）	３，６００円	４，８００円	４，８００円
ギャラリー	２，１００円	２，８００円	２，８００円
おはなし室	１，８００円	２，４００円	２，４００円

２　スタジオ使用料

使用時間単位 施設の名称等	１時間
防音スタジオ１	８００円
防音スタジオ２	７００円

３　個人向け貸出しスペース使用料

使用時間単位	１時間
１人当たり使用料	１００円

備考

１　使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

２　午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。